



第23回国際ロータリー日本青少年交換研究会 千葉会議

ロータリー青少年保護とセクハラ・虐待に始まった
この15年のRI方針と推移



RIJYRC アドヴァイザー
近藤眞道



■2004年 RI国際大会・大阪「青少年交換役員大会」スコットランドヤード・グルド警視の報告

ここに、いくつか青少年交換に関する事実があります。皆さんのパンフレットの中にはないものです。児童虐待はロータリーの青少年交換プログラムで起こっています。

なぜわかるんでしょうか？

エバンストンのロータリー・インターナショナル報告例を持っています。RIのメンバーは、現在、児童虐待で刑期を務めている人もいます。地区ガバナーも1人含まれています。さらに私が調査した結果、虐待が起こっているということは明らかです。児童虐待、小児性愛者はロータリーの奉仕メンバーの中にもおられます。

なぜわかるのでしょうか？

私は、地区で最近一人を逮捕しました。今禁固刑を受けております。お医者さんです。他にも数多くわかっています。ロータリアンの友人アソシエイトも虐待者の中に含まれます。

どうしてわかるんでしょうか？

虐待の報告例、そしてそのような人達の有罪判決からもわかります。ロータリーの組織は脆弱なのです。

なぜわかるんでしょうか？

ロータリーは被害者によって訴えられているからです。ロータリーには児童保護のための国際政策がありません。信用できるような基準、ガイダンスがありません。RIはバラバラな行動を取っています。またガイドラインやルールも各国地区ごとにバラバラです。メディアがこの分野でRIに注目し始めております。



歴史的な過去の虐待、報告例が増えています。

なぜわかるんでしょうか？

最近、何ヶ月かを見ますと、RIの評判はまさに危険にさらされて、そしてオーストラリアでの報道によって大いに試されております。元青少年交換学生の報告例によってです。

またそれを受けて他の被害者も証言をし始めております。皆さんこういったニュースは多分、聞きたくないと思います。しかし、実は私はこの問題に関してRIの方々に何度も話をしております。

2,000年のブエノスアイレスでの国際大会以来です。それにもかかわらず、未だに一つのまとまった信頼できる政策がありません。管理側はまだ否定しております。後ほど、オーストラリアの話でそれを明らかにさせていただきます。

依然として、RIは世界の専門家を集めて話を聞こうともしておりません。

こういった人たちが会議に参加し、そしてまた、RIのガイダンスあるいは児童保護政策を書いてくれるように頼もうともしておりません。また、全世界の青少年交換の各アクションが内部で裁判官と陪審員の役割を果たし、何を開示するのかしないのかどの人を被害者とするのかしないのかに君ようとしています。

そしてこのようなアプローチと並行する形でRIもまた裁判官と陪審員の役割を果たし、何を開示するのかしないのかどの人を被害者とするのかしないのかに決めようとしています。

そしてこのようなアプローチと並行する形でRIもまた裁判官と陪審員の役割を果たし、一体誰が虐待の犯人として内部に存在するのかしないのかということを決めようとしているわけです。

自分達で判断しようとしています。しかし、このような会議、それぞれがまた人に影響を与える機会でもあり、人の心を掴みさらに重要なことは、必要とされるガイダンスなどを作っていくための重要なステップとなるのです。だからこそ、私は今回大阪に来ることになり大変嬉しく思っています。

RI理事会は 2004年 大阪国際大会での議論を踏まえ下記の事を理事会決定した。

2.120. 青少年の保護 Youth Protection (2018年以降は2.300に変更)

2.120.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

Statement of Conduct for Working with Youth

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

(2006年11月理事会会合、決定72号)

Source: November 2002 Mtg., Bd. Dec. 98; Amended by November 2006 Mtg., Bd. Dec. 72

2.120.2. 青少年保護法の順守を怠った場合

Failure to Comply with Youth Protection Laws

ロータリー関係の青少年プログラムに関与し、青少年保護に関する法律に違反した会員に対する申し立てにクラブが対処しなかったという情報を得た場合、理事会は、RI細則3.030.5.に従ってこのクラブの加盟を停止または終結させることができる。

(2007年6月理事会会合、決定226号)

Source: June 2007 Mtg., Bd. Dec. 226



2.120.3. 性的虐待およびハラスメントの防止

Sexual Abuse and Harassment Prevention

すべてのロータリアン、クラブ、地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」、および事務総長により作成された虐待およびハラスメント防止に関するRIの指針に従うべきものとされる。指針には、次の要件が含まれている。

- ① RIは、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針(ゼロ容認方針)を有する。
- ② 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
- ③ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリー青少年プログラムに参与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。
- ④ 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針(ゼロ容認方針)に則り、即刻、適切な法執行機関(警察等)に報告されなければならない。
- ⑤ 地区役員が事件を知った時点から72時間以内に、虐待またはハラスメントの申し立ては、地区がRIに報告するものとする。地区は、RIに報告する責任を負う地区内の人物指名しなければならない。

COP2.120に基づく具体的方策指針

1. 法人化

青少年プログラム（ライラ、インターアクト、青少年交換、ローターアクト(注)）は法人化すること。
（全国組織として、あるいは地区そのものを法人化、など。）

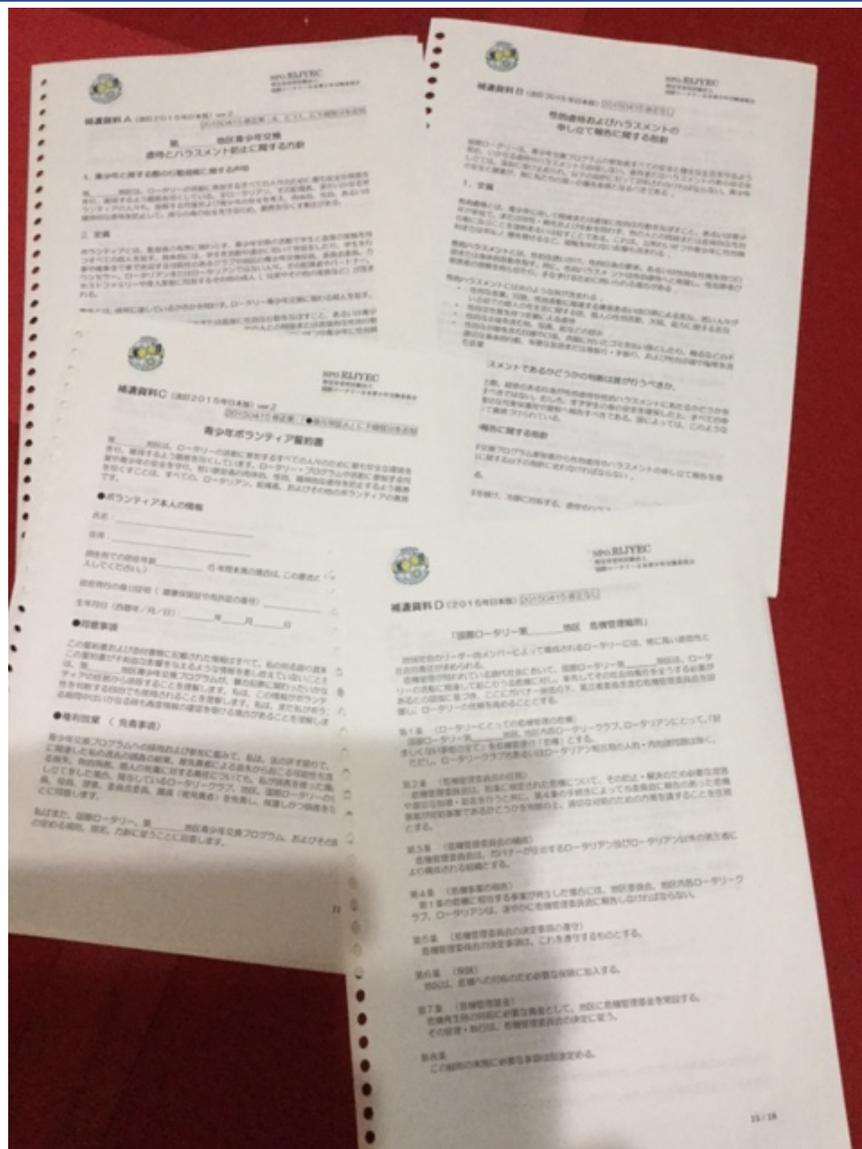
2. 賠償責任保険に加入 —組織としてのロータリーを護る保険—

ロータリーの管理責任を問われ場合、それから派生する賠償責任を保証する保険特に性的虐待・セクハラ行為が当該プログラムで発生した場合、その管理責任から派生する精勤を賠償することができる。

3. 青少年を性的虐待・セクハラから護るための地区方針の作成

特に青少年交換に於いては、地区方針を作成し、その内容が適切か R I 本部の認証が必要。
認証されない地区はロータリー青少年交換プログラムが出来ない。
性的虐待・セクハラ防止のための地区の方針は下記の4項目(方針)からなる

- 第一：青少年交換、虐待とハラスメント予防に関する地区およびクラブの方針
- 第二：青少年交換、性的虐待とハラスメントの申し立て報告に関する指針
- 第三：青少年交換、青少年ボランティア誓約書
- 第四：地区危機管理委員会の設置



COP2120を日本での実施に関する現状

1. 法人化

青少年交換に関しては、全国34地区青少年交換プログラムが「多地区合同プログラム」すなわち「マルチ・地区プログラム」としてR I より正式認証を受けた法人「一般社団法人 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構」
(英文 General Incorporated Association Rotary International Districts of Japan Youth Exchange Multidistrict Organization
:通称 RIJYEM)

ライラ・インターアクト・ローターアクトは法人化されていない。
(ローターリーキッズなど、他のロータリー青少年奉仕活動も同様) * 米山奨学会は法人格を有している。

2. 責任賠償保険

青少年交換プログラムは 全国34地区からなる他地区合同組織で賠償責任保険に加入済み。引き受け保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

青少年交換プログラム以外は、法人化されておらず全国的には未加入地区がほとんど。
但し、現在合計5地区 (D2660,D2550,D2760,D2700,D2640) は、RYLA, IA, RA についてR I J Y E C 経由で加入済み。
(米山奨学会は法人格を有しており、すでに同種の賠償責任保険に法人として加入済み)

3. 危機管理委員会

D 2 6 6 0 はR I 方針にしたがった危機管理委員会が出来ている。この危機管理委員会規定はR I に提出・認証済み



では、セクハラとは何か？

- もし、あなたの娘や子供達が
今、どこかで、誰かにセクハラに遭っていたら…

RIによる 虐待とハラスメントの定義 –英語による原本–

Definitions of Abuse and Harassment

Emotional or verbal abuse: Incidents in which fear, humiliation, or verbal assaults are used to control the behavior of another. Examples include rejecting the person, preventing him or her from developing normal social relationships, and making derogatory statements about his or her race, religion, or personal appearance.

Physical abuse: the use of physical contact intended to cause pain, injury, or other physical suffering or harm.

Neglect: Failure to provide (for no apparent financial reason) adequate food, clothing, shelter, or medical care necessary for well-being.

Sexual abuse: Engaging in implicit or explicit sexual acts or forcing or encouraging engagement in implicit or explicit sexual acts alone or with another person of any age of the same or opposite sex.

Among the examples of sexual abuse are non-touching offenses, such as indecent exposure or showing a young person sexual or pornographic material.

Sexual harassment: Sexual advances, requests for sexual favors, or verbal or physical conduct of a sexual nature. In some cases, sexual harassment precedes sexual abuse and is a technique used by sexual predators to desensitize or groom their victims. Some examples of sexual harassment include:

- Sexual epithets or jokes, written or spoken references to sexual conduct, gossip regarding one's sex life, and comments about an individual's sexual activity, deficiencies, or prowess
- Verbal abuse of a sexual nature
- Display of sexually suggestive objects, pictures, or drawings
- Sexual leering or whistling, any inappropriate physical contact such as brushing against or touching, obscene

虐待とハラスメントの定義

精神的または言葉による虐待：

他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。
例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられます。

肉体的虐待：

痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

放置（ネグレクト）：

青少年の福利に必要なとされる食事、住居、医療を提供しないこと。

性的虐待：

単独または同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、強制的に間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。
成人と未成年者の間におけるいかなる性的行動も性的虐待とみなされます。
性的虐待の例には、のぞき見的行為、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれます。



性的ハラスメント：

同意したくない、または同意できない相手に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは身体的言動。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずけたりするために用いられる場合があります。

性的ハラスメントには次のような例があります。

性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及

- ・ 性的な性質を持つ言葉による虐待
- ・ 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- ・ 性的な示唆を含む目線や口笛
- ・ 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的行動



rotary
youth
exchange

特定非営利活動法人 国際ロータリー日本青少年交換委員会

ZERO-TOLERANCE

RIJYEC をバージョンアップして RIJYEM に

(1) (NPO) 国際ロータリー日本青少年交換委員会 RIJYEC

- ・ R I 理事会決定による法人化方針に従い日本は、「青少年保護のため、日本全国の青少年交換プログラムを統一し、多地区合同組織とし、それを法人組織にする」こと。
- ・ ただし、設立当時は 法人はNPO法人しかできなかった。
- ・ 即ちNPO法人はその性格上 「ロータリークラブという一任意団体」の為だけの法人とすることができなかった。
- ・ 即ちRI決定事項の完全遵守はできなかった。
- ・ R I はその日本の状況を納得。「見做し多地区合同組織法人」として取り扱ってくれた。

(2) 一般社団法人 国際ロータリー日本青少年交換多地区機構

General Incorporated Association Rotary International Districts of Japan
Youth Exchange Multidistrict Organization
RIJYEM

- ・(NPO)RIJYECの問題点をクリアーできる「一般社団法人」に新しくヴァージョン・アップすることができるようになった
- ・すなわち、RI理事会の決定事項に従い、全日本34地区青少年交換プログラムを多地区合同組織(マルチ地区)とし、ロータリークラブに特化した法人組織にすべくRIJYECをヴァージョンアップ改変し「RIJYEM」をやっと設立することができた。

一般社団法人設立になったが、運用面・役割はRIJYECの時と同じであり、新たな追加資金なども現状では発生しない。

危機は青少年交換だけでない。ライラ・インターアクト・ローターアクトにも起こる

法人化と保険

青少年保護で最も大切なのはプログラム参加者の安全と福利ですが、ボランティアの保護とリスク防止の対策も検討しておく必要があります。

法人化

独立した法人を設立することで、地区、ボランティア、そして地区青少年プログラム自体をある程度守ることができます。青少年プログラムは合同または単独で法人組織として設立できるほか、単一地区もしくは多地区合同の青少年プログラム団体を合法的な組織として設立することもできます。青少年プログラムを法人化、または多地区合同で法人化することを決定した場合、ガバナー、または任命された代表者がその法人の理事となることが重要です。このような法人に対する地区の権限を保持し、役員を守るため、国際ロータリーは、地区／多地区合同の法人化に関する方針を設けています。方針に関するご質問は、国際ロータリーのクラブ・地区支援担当職員にお問い合わせください。

**※青少年交換 : 多地区合同地区・Multidistrict
一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換機構 (RIJYEM)**

※ライラ・インターアクト・ローターアクト : 法人化されていない。

損害賠償保険：

損害賠償保険は組織、従業員、またはボランティアの過失による損害賠償や訴訟から組織を守ります。地元の保険専門家に相談し、適切な補償額の保険に加入してください(最低でも対人・対物賠償責任を含む保険にするべきです)。

①青少年交換：

日動東京海上保険 人格権侵害担保特約条項付責任賠償保険

②ライラ・インターアクト・ローターアクト：

三井住友海上保険

(法人化ができていないので各地区ごとにRIJYECを通じて保険に加入)

では、もう一度 RI通達による 青少年奉仕部門の 虐待・ハラスメント以外の「危機管理」とは？

緊急事態はまれにしか起こりませんが、青少年プログラムの参加者がさまざまな天災、人災に見舞われる可能性があります。危機とは、まったく予期していない時に起こるものであり、即座の対応が求められるため、事前の準備が欠かせません。潜在的なリスクを特定し、危機管理の手順を前もって作成しておくことが大切です。

危機の種類

事故：深刻な治療を必要とする交通事故、食中毒、住宅火災、転落事故など。

暴力：ジェンダー、民族、生い立ち、友人関係などを理由に、またはランダムに個人または集団をターゲットにする暴力的な言動。

自然災害：世界には、山火事や津波、地震など、さまざまな自然災害の被害を受けやすい地域があります。

政情不安：現政権の不安定性や、突発的な反乱や革命は、暴動などの暴力沙汰を引き起こすことがあります。

疾患の発生：エピデミック（伝染病の流行）は、異常な速さで広がる感染症の発生、パンデミック（世界的流行）は伝染病の世界的な蔓延を指します。

緊急事態にはさまざまな状況が考えられます。広範囲に影響を及ぼすことも、ある個人のみ直接的に影響することもあります。遠隔地、あるいは自分に関係した離れた場所で起こった危機の影響を受けることもあります。あらゆる危機に共通するのは、影響下にある人々にストレス、混乱、苦痛を与えるという点です。

危機管理委員会の設置

地区リーダー、クラブ代表者、緊急対応する人（危機管理の知識や経験のある人）からなる危機管理チームを設置してください。必ず、メンバーが各自の責務を理解し、連携方法を話しあっておきましょう。

緊急連絡先、保険証書、保険証券など必要なあらゆるデータをメンバーが閲覧できるようにしておくことが重要です。

青少年プログラムに関わる全員に、緊急時の連絡先を教える必要があります。

コミュニケーション：情報の伝達と収集、更新の手順を決めておきましょう。

状況によっては、参加者の両親または法的保護者、地区ガバナー、警察や児童保護局、国際ロータリー、大使館、保険会社に直ちに連絡する必要があります。

○手順：想定される緊急事態に対応するための具体的な手順を決めておくことが重要です。

例えば、RYLA合宿の担当者がボランティアや参加者と一緒に火事などの災害時や緊急時にとるべき行動を確認する。

災害時の避難所を指定する、最寄りの緊急医療機関を調べておく、

必要な場合にプロの通訳が確保できるようにしておく、などが考えられます。

メディアとのコミュニケーション：メディア担当者を一人決めておきましょう。

取材の要請には直ちに対応し、事実のみを提供します。インタビューは、ロータリーの青少年プログラムの意義と安全性を伝える機会です。メディアから取材があった場合には、国際ロータリーに連絡して援助を得るようにしてください。

○費用：緊急事態が起きた場合、多額の費用を即座に支払わなければならないこともあります。

危機が起きた場合の費用を支払う方法を決めておきましょう。地区お緊急基金を設立するのも一案です。

それでは

ロータリーとロータリークラブの危機管理とは

- * ロータリークラブやロータリーにとっての不祥事
地区ガバナーマター
- * 全国レベル「日本のロータリーとしての危機と対応」
全地区ガバナーマター

青少年奉仕部門は 一つになって奉仕する？

RIの「青少年保護の手引き」、草案には下記が書かれている。

[District Program Chairs]の役割について

”One individual can serve **as chair for more than one youth program** and individuals can serve for multiple years, however an effective succession plan is key to ensuring consistent program management across leadership changes. “

